

様式第1号

扶 養 親 族 届

(提出年月日：令和 7年 4月 1日)

任命権者 米沢市病院事業管理者 様		所属							
		職名		氏名					
<p>条例第8条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。</p> <p>届出の理由</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 1 新たに職員となった。</p> <p><input type="checkbox"/> 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある。</p> <p><input type="checkbox"/> 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある。</p>									
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居別居の区分	所得の年額		届出事由の発生年月日	届出の事由	給与主管課記入欄	
				所得の種類	金額			認定	後給額
フリガナ		T・S・H・R ・	同・別			・	・		
フリガナ		T・S・H・R ・	同・別			・	・		
フリガナ		T・S・H・R ・	同・別			・	・		
フリガナ		T・S・H・R ・	同・別			・	・		
フリガナ		T・S・H・R ・	同・別			・	・		
フリガナ		T・S・H・R ・	同・別			・	・		
フリガナ		T・S・H・R ・	同・別			・	・		
扶養親族が別居している場合の住所									
<p>記入上の注意</p> <p>1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障がい者として届出の場合は、その旨を併せて）記入する。</p> <p>2 「同居・別居の区分」欄で別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。</p> <p>3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。 ただし、事業所得等については、必要経費を控除した金額になります。</p> <p>4 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。</p>									
給与主管課記入欄	受理年月日	令和 年 月 日			配偶者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	支給状況				扶養親族の人数（配偶者を除く。） 人				
	令和 7年 4月 1日から				加算を受ける扶養親族の人数 人				
	円支給				係	係長	課長補佐	課長	

《扶養手当について》

1. 対象扶養親族 → 他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者

- (1) 配偶者（未届け含む）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母（直系）
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度障がいのある者

2. 所得制限（収入額）

年額 1,300,000円（月額108,333円、日額3,611円）

※父母の場合 → 父母合わせて年額260万円未満で、130万円未満の者
→ 共済組合被扶養者の場合と条件が異なります。

（60歳以上：父母合わせて年額360万円未満で、180万円未満）

※雇用保険の受給額も、収入額として認定します。

※申請後、収入額に変更があった場合は、速やかに届出てください。

3. 手当月額（令和6年度～）

扶養親族		年 度		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
配偶者		6,500円	<u>3,000円</u>	<u>0円</u>
その他 (上記(2)～(5))	子	10,000円	<u>11,500円</u>	<u>13,000円</u>
	父母等	6,500円	6,500円	6,500円

◆特定期間の子 → 上記手当額に5,000円加算

（満15歳に達する日以後の4月1日～

満22歳に達する日以後の最初の3月31日）

4. 開始・終了の時期

開 始

その事実が生じた日の属する月の翌月から（月の初日の場合は、その属する月から）

※事実が生じた日から15日経過した後に届出された場合は、届出受理日の翌月
（初日の場合はその月）から

終 了

要件を欠くに至った事実が生じた日の属する月まで（月の初日の場合は、その前月
まで）

※届出が遅れ、支給済みの手当がある場合、遡及して返納することになります。